

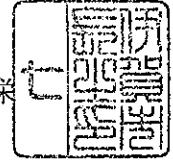


伊環第195号

平成29年8月10日

三重県知事 鈴木 英敬 様

伊賀市長 岡本 栄



(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (回答)

みだしのことについて、下記のとおり回答します。

記

株式会社シーテックの (仮称) ウインドファーム布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見書 1部

事務担当

伊賀市人権生活環境部環境政策課

藤 田

TEL: 0595-20-9105

FAX: 0595-20-9107

株式会社シーテックの（仮称）ウインドファーム布引北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見書

関係機関名：伊賀市

番号	
1	・工事中及び供用開始後に懸念される騒音及び低周波音等について、最新の知見等に基づき適正な環境影響の調査、予測及び評価を行ない、風力発電設備等の配置の検討等により、騒音又は低周波音等の影響を極力回避・低減すること。
2	・風車の影について、ブレードの影が回転することにより地上に明暗が生じ、住民に不快感を与えることが懸念される。風力発電設備等の配置の検討等により、その影響を極力回避・低減すること。
3	・事業実施想定区域は山地であり、工事途中及び本事業の実施に伴う地形改変や気象現象により、土砂や濁水の流出、水量の変化等が懸念される。適正な環境影響の調査、予測及び評価を行ない土砂・濁水の流出、水質・水量の変化による影響を極力回避・低減すること。
4	・「伊賀市ふるさと風景づくり条例」に配慮すること。
5	・伊賀市森林整備計画区域内の森林を伐採する場合、事前に森林法に基づく手続きをすること。
6	・事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発見した場合は、文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議をお願いします。
7	・旧山田村内の服部川水系の河川は、国特別天然記念物オオサンショウウオの生息が確認されている区域であるため、搬入路等河川内において土木工事（仮設工事を含む）を実施する場合は保護調査（文化庁に現状変更許可申請し、許可後）を実施すること。（申請前に保護調整会議での協議を実施すること）